

土木請負契約に係る 設計変更ガイドライン

令和2年3月

上 島 町

目 次

設計変更ガイドライン

1. ガイドライン策定の目的.....	3
2. 設計図書作成時の留意点.....	6
3. 設計変更時の留意点.....	9
4. 設計変更が不可能なケース.....	1 1
5. 設計変更が可能なケース.....	1 1
6. 設計変更フロー.....	1 4
7. 関連事項.....	1 5

1. ガイドライン策定の目的

平成26年6月4日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正法（以下「改正品確法」という。）では、「担い手の育成と確保」を目的として、発注者の責務に「適切に施工条件を明示するとともに、必要と認められるときは、適切な設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が新たに規定された。

また、平成27年4月から適用となった、改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針においても「現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成」「施工条件の変化等に応じた適切な設計変更」が示された。

本町では「上島町工事請負契約約款」（以下、「工事約款」という。）に基づき変更手続きを行っている。

本ガイドラインは、工事約款を補完するとともに、改正品確法に定める発注者の責務を果たすため、設計変更に係る手続きやルールを明確にし、これを受発注者の共通指針として、設計変更を適切に実施することを目的として策定した。

（１）公共土木工事の特徴

公共土木工事は、多様な制約条件のもとで個別に設計を行い、多岐にわたる自然・環境条件の影響、工事中の安全確保、近隣への迷惑防止措置など、社会条件への配慮も必要となるなかで目的物を完成させるものである。また、契約当初の施工条件に不確定要素を多く含んでいることから、施工条件等が変わり、不確定要素が確定した時点で、その内容に応じた設計変更の必要が生じる場合が多くある。

そのため、当初積算時に予見できない事態、例えば土質・地下水位等の変化に備え、その前提条件を明示し、施工条件が変わった場合の措置を明確にすることにより設計変更の円滑化を図る必要がある。

（２）設計変更の現状

契約図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した内容を変更し、併せて工期や請負代金額の変更が必要となるケースがある。

しかし、契約図書に明示すべき事項が不明確な表示であるために、その変更対応が問題となる場合や、口頭のみで協議したために、設計変更の段階で意見が食い違い、変更に反映されなかったといった事例があるほか、現場条件が当

初の想定に対して大きく乖離していたにもかかわらず、変更しなかった等、発注者と受注者との間でトラブルに発展しかねない事例が見受けられる。

（３）工事の請負契約とは

工事請負契約書では、「発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。」としており、発注者と受注者の立場は対等であるという相互認識が必要である。

（４）適切な変更設計の必要性

改正品確法の基本理念に「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。」と規定されているとともに、発注者の責務として「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

（５）ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更における課題や留意点、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

そのため、工事請負契約書及び既存の通知等の内容を踏まえ、留意点等を「設計変更ガイドライン」として取りまとめた。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（抜粋）

（基本理念）

第三条

公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

（発注者の責務）

第七条 ～略～

五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

発注関係事務の運用に関する指針（抜粋）

Ⅱ 発注関係事務の適切な実施について

（現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成）

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

（施工条件の変化等に応じた適切な設計変更）

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

2. 設計図書作成時の留意点

設計変更を適切に行うためには、その前提となる設計図書が適正に作成されていることが重要となる。

(1) 現場条件等の確認

発注者は設計図書の作成に先立ち、必ず工事施工箇所の現場に臨場し、工事施工に影響を及ぼすポイントを確認するものとする。

[公共工事施工箇所での主な確認点]

- ・発注範囲の確認
- ・用地境界ラインの確認
- ・工事施工に必要な仮設備や仮設ヤードの借地範囲の確認
- ・支障物件の有無の確認
- ・施工機械の搬入路（経路、幅員、高さ・重量制限等）の確認
- ・仮設道の設置が必要な箇所の確認
- ・既設構造物の状態の確認
- ・安全対策の必要性の確認
- ・通行制限、迂回路の有無の確認
- ・排水計画の確認
- ・その他

(2) 施工条件の明示について

施工条件を明示することは、適正な見積もりの必須要件であるが、明確に記載されていないことは、工事内容に関して受発注者間の認識に食い違いが生じ、適切な工程が確保されない等により、工事成果の品質低下等を招く要因となる。

そのため、当初設計時は現場をあらかじめ確認したうえで施工条件を適切に把握し、現場の実情に即した積算を実施するとともに、工事内容等に応じて設計図書のなかで適切に明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書に基づき、適切に対応するものとする。

(3) 条件明示すべき事項

ここでは、条件明示すべき事項（案）を項目別に例示する。

明示項目	明示事項（案）
工程関係	①他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期
	②施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法

	③当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期
	④関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲
	⑤工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
用地 関係	①工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期
	②工事用地等の使用終了後における復旧内容
	③工事用仮設道路・資材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、使用条件、復旧方法等
	④施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、使用条件、復旧方法等
公害 関係	①工事に伴う公害（騒音、振動、粉じん、排出ガス等）防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容
	②濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）
	③工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対 策関係	①交通安全施設等を指定する場合は、その内容、時期
	②鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容
	③落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容
	④交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容
工事中 道路 関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合
	①工事中資機材等の搬入経路、使用時期、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等
	②搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容
	2. 仮道路を設置する場合
	①仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間
	②仮道路の工事終了後の処置（在置又は撤去）
	③仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備 関係	①仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等
	②仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合（指定仮設）は、その構造及びその施工方法

	③仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副 産物 関係	①建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置場所までの距離、時間等の処分及び保管条件
	②建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容
	③建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事 支障 物件等	①地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等
	②地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注 入関係	①周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	①工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等
	②工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等
	③支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等
	④関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容
	⑤仮設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件
	⑥新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容
	⑦部分使用を行う必要がある場合、その箇所及び使用時期

[特記仕様書記載例]

(工程関係)

- ・本工事の〇〇工は、第△△号における××工完了後に着手すること。なお、××工の完了は、〇年×月上旬を予定している。

(仮設備関係)

- ・本工事で設置する仮橋は工事完了後も在置し、今後発注予定の第〇〇号に引き渡すものとする。なお、仮設期間は全体で〇カ月見込んでいる。

(その他)

- ・車道舗装及び打換工については夜間施工とする。 等

3. 設計変更時の留意点

(1) 指定・任意の正しい運用

○愛媛県における標準積算基準の考え方

標準積算基準は、公平性と競争性の確保を重視し、標準的な施工能力を有する建設業者が標準的な工法で施工する場合に必要な経費を算出することを基本としている。標準積算は、標準的な工法等と実際の施工が異なることを許容するものであり、標準工法と比べて効率的な施工となった場合又は標準工法で施工が可能であるにも関わらず非効率な施工が行われた場合においても施工方法等の違いは設計変更の対象とはならない。

○指定・任意の考え方

指定・任意については工事請負契約書第1条第3項に基本的な考え方が定められており、適切に扱う必要がある。

- ・任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ・任意については、その仮設・施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ・ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

仮設、施工方法には、指定と任意があり、発注においては、**指定と任意の部分**を明確にする必要がある。

任意については、**受注者が自らの責任で行う**もので、仮設、施工方法等の選択は、受注者にゆだねられている（**変更の対象としない**）

発注者（監督員）は任意の趣旨を踏まえ、**適切な対応が必要**

※不適切な事例

- ・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」と対応
- ・新技術の活用について発注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

指定、任意の考え方

区分	指定	任意
設計図書の記載	施工方法について具体的に示す。 (契約条件として位置付け)	施工方法について具体的には示さない。 (契約条件ではないが、参考図として標準的工法を示すことがある。)
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書の変更・提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の <u>対象となる。</u>	設計変更の <u>対象とならない。</u>
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	設計変更の <u>対象となる。</u>	設計変更の <u>対象となる。</u>

(2) 変更設計時の受発注者間協議について

変更設計が必要な場合においては、手続きの透明性向上及び迅速化を目的として以下の実施例を参考に設計変更の内容確認を行う「変更設計協議」を適宜実施すること。

○協議を実施する要件

- ・ 請負金額の大幅な減少が見込まれる場合
- ・ 大規模工事で変更内容が多岐に及ぶ場合
- ・ 受注者から要請があった場合
- ・ その他、円滑な変更契約のため必要な場合

[協議実施例]

- ・ 出席者 (受発注者とも、原則複数名の参加)
発注者：監督員及び係長
受注者：主任技術者及び現場代理人
- ・ 協議時期 変更設計図書の作成時 等
- ・ 協議内容 設計図書の変更内容、変更数量及び変更金額 等

4. 設計変更が不可能なケース

下記の場合においては、原則として設計変更できない。
(ただし、工事請負契約書第 26 条（臨機の措置）による対応の場合は除く)

- ① 契約図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工した場合。
- ② 発注者と「協議」を行っているが、発注者からの回答前に施工した場合。
- ③ 「承諾」で施工した場合。
- ④ 工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められた所定の手続き（契約書第 18 条～25 条、共通仕様書 1-1-1-13～1-1-1-15）を経ていない場合。
- ⑤ 口頭のための指示・協議等、正式な書面によらずに施工した場合。

5. 設計変更が可能なケース

下記の場合においては、所定の手続きを踏むことにより設計変更が可能である。
(1) 工事請負契約書第 18 条に該当（条件変更等）

- ① 図面、仕様書、現場説明書又は現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（第 1 項第 1 号）

- ② 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（第 1 項第 2 号）

事例

- ・ 条件明示する必要があるにも係わらず土質に関する条件明示がない
- ・ 図面に設計寸法の明示がない
- ・ 地下水位に関する一切の条件明示がない
- ・ 交通誘導警備員についての条件明示がない 等

- ③ 設計図書の表示が明確でない場合（第 1 項第 3 号）

事例

- ・ 土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確
- ・ 水替工実施の記載はあるが、運転条件（作業時排水・常時排水）について不明確 等

- ④ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（第 1 項第 4 号）

事例

- ・設計図書に明示された地形・土質が現地条件と一致しない
- ・交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない
- ・地下水位が現地条件と一致しない
- ・所定の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で現地条件と一致しない。
- ・その他、新たな制約等が発生した場合 等

⑤設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じた場合 （第１項第５号）

（２）工事請負契約書第１９条に該当（設計図書の変更）
発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合

（３）工事請負契約書第２０条に該当（工事の中止）
受注者の責に帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工できないと認められる場合

事例

- ・関係機関協議が未了のため工事に着手出来ない
- ・掘削中に予見出来ない埋設物が発見された
- ・設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- ・警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ・管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- ・受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- ・設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- ・予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- ・工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- ・設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ・埋蔵文化財発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合 等

（４）工事請負契約書第２１条に該当（受注者の請求による工期の延長）
受注者は、天候の不良、関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

事例

- ・天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- ・設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ・その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合 等

(5) 工事請負契約書第22条に該当（発注者の請求による工期の短縮等）
発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

事例

- ・関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ・その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合 等

(6) 「設計図書の照査」の範囲を超える作業

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。（土木工事共通仕様書 1-1-1-3 第2項の「設計図書の照査」は応力計算まで求めるものではありません。）

事例

- ・構造物の位置・高さ・延長等が変更となり構造計算の再計算が必要 等

(7) 指示書への概算金額の記載について

発注者からの指示又は受発注者間の協議に基づき契約変更に先だって受注者に作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書）にて指示を行うこと。また、変更追加指示が新規工種の場合は指示書にその内容に伴う増減額の概算金額を記載するよう努める。

ここで記載する概算金額（請負代金額の増減額）は「参考値」であり、契約変更金額を拘束するものではない。

なお、緊急的に作業を指示する必要がある場合や、概算金額の算定に時間を要する場合は、概算金額の記載は省略できるものとする。

指示書への記載（概算金額に係る追加記載例）

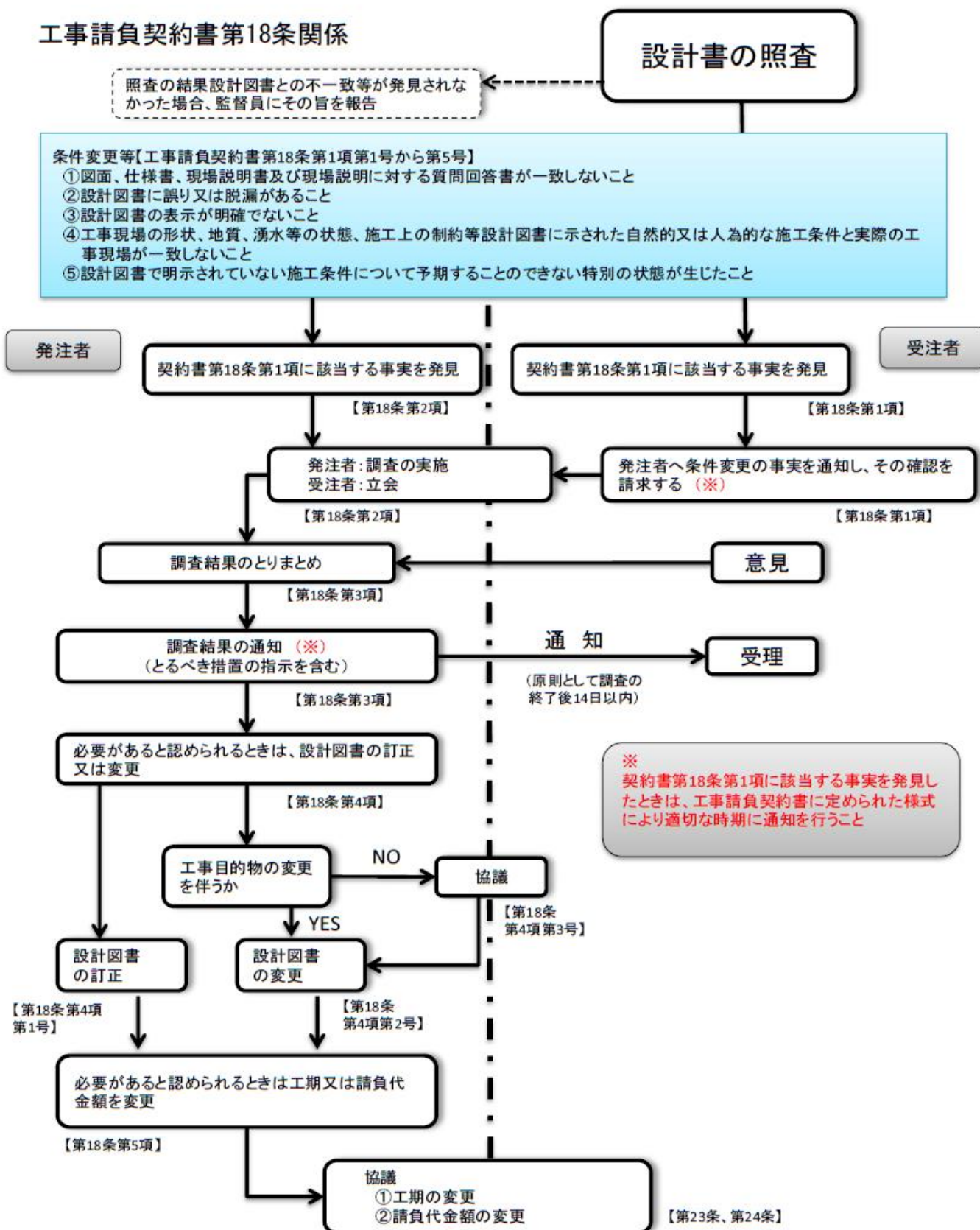
【参考】

概算金額：約〇〇万円増（減）額の見込み

※本指示における概算金額は、後日の契約変更に係る協議のための参考値であり、契約変更金額を拘束するものではない。

6. 変更設計フロー

工事請負契約書第18条関係



7. 関連事項

(1) 公共工事の設計図書の照査

設計図書の照査については工事約款に規定している。

○工事請負契約書

(条件変更等)

第 18 条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書の訂正を行う場合にあっては、甲が行うこと。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し工事目的物の変更を伴う設計図書の変更を行う場合にあっては、甲が行うこと。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更を行う場合にあっては、甲が乙と協議して行うこと。
- 5 甲は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(参考)

○愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

（２）受発注者の情報共有や協議の迅速化

①三者会議の実施

三者会議は、町が発注する建設工事において、設計の意図や施工上の留意点及び課題を施工者に正確に伝達し、設計図書と現場との整合性を確認することにより、工事施工の円滑化と工事品質確保を図るため、設計者、施工者及び発注者間の情報共有等を行うものであり、積極的な活用が望ましい。

（実施事例）

- ・主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
- ・施工条件が厳しい工事
- ・大規模な仮設を行う工事 等

②ワンデーレスポンスの実施

ワンデーレスポンスは、これまでも監督員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応を、より組織的でスピーディなものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するためのものである。

（実施内容）

- ・監督員は、原則として「その日のうち」に受注者に回答するものとする。
- ・即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答予定」の予告を「その日のうち」に行うものとする。
- ・予告した「回答予定」に回答できない場合は、明らかになった時点で速やかに新たな「回答予定」を受注者に連絡するものとする。

ワンデーレスポンスの実施により「指示待ち状態」を短縮・解消し、適正な工期の確保を図る。

ワンデーレスポンスイメージフロー

